

(別添)新旧対照表

改正後	現行
<p>児童扶養手当法第9条第1項及び第9条の2に規定する「受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの」の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">平成15年7月31日 雇児福発第0731001号 各都道府県民生主管部(局)長あて 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知</p> <p style="text-align: center;">平成22年7月30日 雇児福発0730第2号 改正 平成24年7月5日 雇児福発0705第1号</p> <p>児童扶養手当法第9条第1項及び第9条の2に規定する「受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの」(以下「生計維持児童」という。)については、以下のとおり取り扱うこととするので留意されたい。</p> <p>なお、認定等に際しては、実態について十分調査等を行い、制度の適正な執行に留意されたい。</p> <p>この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9の規定に基づく法廷受託事務に係る処理基準であることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 受給資格者が「扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものを」を現実に監護している場合にあっては、<u>前年の12月31日において受給資格者が当該児童の生計を維持していたことを住民票、保険証等で確認した上で、当該児童を「生計維持児童」に該当するものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>2 <u>なお、上記取扱いの運用に当たっては、次に掲げる場合について留意されたい。</u> (1) 所得税法上当該児童が、受給資格者の配偶者の扶養親族、受給資格者(父又は母)の扶養義務者で受給資格者(父又は母)と生計を同じくするものの扶養親族又は受給資格者(養育者)の扶養義務者で受給資格者(養育者)の生計を維持するものの扶養親族である場合でも、前年の12月31日において受給資格</p>	<p>児童扶養手当法第9条第1項及び第9条の2に規定する「受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの」の取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">平成15年7月31日 雇児福発第0731001号 各都道府県民生主管部(局)長あて 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知</p> <p style="text-align: center;">改正 平成22年7月30日 雇児福発0730第2号</p> <p>児童扶養手当法第9条第1項及び第9条の2に規定する「受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの」(以下「生計維持児童」という。)については、以下のとおり取り扱うこととするので留意されたい。</p> <p>なお、認定等に際しては、実態について十分調査等を行い、制度の適正な執行に留意されたい。</p> <p>この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9の規定に基づく法廷受託事務に係る処理基準であることを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 受給資格者が<u>所得税法上申告する義務がない者であってその者が「扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものを」を現実に監護している場合にあっては、当該児童を「生計維持児童」に該当するものとして取り扱って差し支えない。この場合、前年の12月31日において、受給資格者が当該児童の生計を維持していたことを住民票、保険証等で確認すること。</u></p> <p>2 <u>ただし、次に掲げる場合には「生計維持児童」に該当しないので留意されたい。</u> (1) 所得税法上当該児童が、受給資格者の配偶者の扶養親族、受給資格者(父又は母)の扶養義務者で受給資格者(父又は母)と生計を同じくするものの扶養親族又は受給資格者(養育者)の扶養義務者で受給資格者(養育者)の生計を維持するものの扶養親族である場合には、当該児童は、児童扶養手当法第10条</p>

改正後

者が当該児童の生計を維持していたことを確認した場合には、当該児童を「生計維持児童」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

- (2) 所得税法上当該児童が、前年の12月31日において父又は母の前妻又は前夫の扶養親族である場合でも、前年の12月31日において受給資格者が当該児童の生計を維持していたことを確認した場合には、当該児童を「生計維持児童」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

3 ただし、次に掲げる場合には「生計維持児童」に該当しないので留意されたい。

- (1) 所得税法で規定する当該児童自身の合計所得金額が扶養親族となる限度額を超えている場合には、当該児童は「生計維持児童」には該当しない。
(2) 今年離婚し、新規請求している場合であって、受給資格者が前年の12月31日において当該児童の生計を維持していたとは言えないときは、当該児童は「生計維持児童」に該当しない。

現行

又は第11条に規定している扶養親族等の対象となるので、「生計維持児童」には該当しない。

- (2) 所得税法上当該児童が、前年の12月31日において父又は母の前妻又は前夫の扶養親族である場合には、当該児童が前妻又は前夫と同居していなくても前妻又は前夫と生計を同じくしているものと判断されるため「生計維持児童」には該当しない。

(3) 所得税法で規定する当該児童自身の合計所得金額が扶養親族となる限度額を超えている場合には、当該児童は「生計維持児童」には該当しない。

- (4) 今年離婚し、新規請求している場合には、受給資格者が前年の12月31日において当該児童の生計を維持していたとは言えないため、当該児童は「生計維持児童」に該当しない。

